

平成25年4月  
函館税関業務部

## 『関税評価に関する法令等改正説明会』の開催について

関税評価とは輸入貨物の課税価格を法律の規定に従って決定することをいいますが、近年の輸入貨物に係る取引形態の複雑化や貨物の輸入をめぐる事情の多様化等により、課税価格の計算が困難な場合が見受けられています。

このような背景から今般、輸入業務における予測可能性の向上とともに適正かつ公平な課税価格の計算の確保に資するとの観点から、課税要件の明確化を図るために関税評価に関する法令が改正され、本年4月より施行されました。

つきましては、改正された関税評価に関する法令に対する御理解を深めていただくために、下記のとおり説明会を開催することとしましたので、御多忙のところ恐縮に存じますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

### 記

(日 時) 平成25年5月17日(金) 10:00～12:15

(場 所) 函館港湾合同庁舎5階共用会議室(函館市海岸町24番4号)

(対象者) 輸入業務を行っている事業者の方

(定 員) 50名程度

(その他) 関税評価に関する説明に引き続き、延滞税等に係る改正内容について、15分程度の説明を予定しております。

(参加申込方法)

別紙の参加申込書の必要事項をご記入のうえ、5/8(水)までにFAXによりお申込みください。

※会場の都合上、各社1名でのお申込みをお願いいたします。

※お申込み多数の場合は期限日前に締切りさせていただくこともあります。

### 【お問い合わせ先】

函館税関業務部管理課(担当:西出、岩谷)

TEL:0138-40-4251

FAX:0138-45-8872

函館税関業務部管理課 宛

『関税評価に関する法令等改正説明会』 参加申込書

社 名	(社 名)  (担当課等)  (住 所)
参 加 者	(フリガナ)  (氏 名)  (連絡先電話番号)

【送信先】

函館税関業務部管理課  
FAX : 0138-45-8872